

## 助成援助申請の手引き

財団法人 高橋産業経済研究財団

### 当財団の援助助成事業

財団法人高橋産業経済研究財団は、産業経済の高度化及び国際的な経済交流の促進をはかり、併せてわが国の経済社会の発展と国民生活の向上に寄与することを目的として、下記項目について公共機関、公益団体関係者に援助助成の事業を継続的に実施してまいりました。

1. 産業経済に関する調査研究
2. 工業技術に関する調査研究
3. 産業経済等に関する内外関係機関との交流・協力
4. 前条の目的を達成するために必要な事項

援助助成対象は、公共・公益機関に属する研究者で当財団の助成事業に適う調査研究に従事される方々、また公共・公益機関関係者で当財団が掲げる国際的な人事交流・情報交換に尽力されている方々に審査選考の上、援助助成金の交付を行います。援助助成を希望される方は、以下の応募要領に従って助成申請手続きを行って下さい。

### 応募要領

援助助成希望者(応募者)は、下記の書類を添付の所定様式に従い必要事項を記載及び作成(A4判)し、当財団に提出して頂きます。併せて(3)(4)についてはCDの添付による送付、又は電子メールへの添付による送付にてお願い致します。

- (1) 助成申請・・・申請書様式①
- (2) 申請者の経歴書・・・申請書様式②(写真添付)
- (3) 目的及び計画の概要・・・申請書様式③
- (4) 助成金の使用計画・・・申請書様式④

当財団では、提出頂く申請書類(A4#1A)にもとづいて「調査・研究助成」及び「国際交流援助」に大別し、当財団の定例理事会(毎年3月)において審査選考し、最終決定を行います。

尚、緊急を要するもの、或いは止むを得ないと認められるものについては、この要領に定めるところに拘わらず理事長が決裁し、後日理事会に報告するという措置をとることもあります。

## 記

### 1. 助成について

#### 1) 対象

当財団の事業目的に適うものであること。

ただし、助成金受託者の自由な研究活動を保証するため、受託者への制約はないものとする。

#### 2) 期間

原則として毎年4月より始まる単年度であるが、複数年に亘る場合は、申請書の計画の概要欄に記載すること。

ただし申請書は、年度毎に提出のこと。

### 2. 応募について

#### 1) 応募者の資格

援助助成を希望する応募者は、その所属する機関、或いはその代表者の推薦する課題名の実施者、又は実施グループの代表者であること。

#### 2) 応募の期限

毎年12月20日

#### 3) 書類の提出先

財団法人 高橋産業経済研究財団

〒101-0054

東京都千代田区神田錦町三丁目20番地

TEL 03-3295-0320

FAX 03-3295-0290

### 3. 助成金について

#### 1) 金額

1件につき100万円を基準とするが、状況によって増減

#### 2) 交付

援助助成が決定した場合、4月上旬に申請者に対し助成金交付決定通知書(決定通知様式①及び②)の発送をもって決定通知とする。

貴機関は、決定通知が到着後、貴機関における助成金の受

3) 管理  
助成金の管理は、税法上公益と認められる機関の経理責任者が担当し、経理上の処理については、必要帳簿を備えて申請の目的に合致する正当な支出に充当すること。  
助成金交付は、原則として6月末とする。  
式②)に必要事項を記載し当財団に連絡頂く。  
座番号等) について「助成金決定通知書」(決定通知様  
け入れ手続き(貴機関での寄附・助成申込手続き、振込口  
の寄附・助成申込手続き、振込口

4. 成果及び収支概要の報告  
期末において、成果報告書及び助成金の収支概要について報告書(成果報告様式①)を提出すること。提出なき場合、以後当該機関の継続及び新規案件の援助助成申請は、原則として対象外とする。

以上